

令和4年度三重県DX寺子屋運営要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人三重県産業支援センターが、三重県からの委託を受けて実施するもので、県内ものづくり企業のデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）を強力に推進するため、県内中小企業を対象としてDX寺子屋を開講し、データに基づく経営とその発展に資することにより、本県ものづくり産業の競争力強化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本要領において「中小企業者等」とは、次のすべてを満たす者とする。

- (1) 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条に規定する中小企業者であること。
- (2) 総務省が定める日本標準産業分類の「製造業」に属すること。
- (3) 三重県内に本社又は事業所等を有すること。

(DX寺子屋の内容)

第3条 DX寺子屋は、以下の内容を実施する。

- (1) 中小企業経営者向けコース（対象者：経営者）
- (2) 中小企業工場の現場改善コース（対象者：現場責任者）
- (3) その他、必要とするもの

(対象事業者)

第4条 本事業の対象となる事業者は、次の要領をすべて満たす中小企業者等とする。ただし、第1条の目的達成のために必要と認める場合は、この限りではない。

- (1) 経営者がデータに基づく経営判断を行う意志があること。
- (2) 経営者及び現場責任者が現場改善する意志があること。

(DX寺子屋の受講申請)

第5条 DX寺子屋を受講しようとする者は、別に定める期日までに「DX寺子屋受講申込書」を三重県産業支援センター 理事長に提出しなければならない。

(受講者の決定)

第6条 三重県産業支援センター 理事長は、前条の規定により受講申込書の提出があった場合は、次の各号に該当するか適否を審査し、受講者を決定するものとする。この場合、必要に応じて当該申請者に対する聞き取り調査等を行うものとする。

- (1) 第4条の規定に合致していること。
- (2) 自社の工場等に使用電力を測定する機器を設置し、自社のデータを自社等の不利益がない

範囲で提供できること。

- (3) DX寺子屋受講後、自社のDXの取組をさらに進める意志があること。
- (4) 講義内容を動画にし、受講生間で共有することに同意できること。
- (5) サイバーセキュリティのため専門家による脆弱性診断を受けることに同意できること。
- (6) 地域企業のDX推進に向けた県の取組に協力できること。

第7条 DX寺子屋を受講し、一定の知識等を身につけた者に対しては、修了証書を交付するものとする。ただし、原則として総時間数の8割以上を受講しなければならない。

(関係機関等との協働運営)

第8条 DX寺子屋を関係機関等と協働して開講する場合は、その役割分担を明確にし、関係機関等と協議のうえ、必要事項を定める。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附則

この要領は、令和4年6月9日から施行する。